

平成 30 年 12 月 21 日

中央教育審議会 会長 殿

全国連合小学校長会長 種村 明頼

働き方改革答申素案に関する意見

貴審議会におかれましては、学校における働き方改革に関する総合的な方策について精力的に審議を進められていることに対し敬意を表します。答申素案（以下素案）の公表にあたり、下記の通り全国連合小学校長会としての意見を提出いたしますので、本答申に向けてご検討いただきますようお願いいたします。

記

1 学校における働き方改革の目的について

素案にも示されているとおり、学校における教員の勤務環境はとてつても厳しいものがあります。現在、教員の厳しい勤務実態は、全国的な教員採用選考の倍率低下につながっています。また、新学習指導要領の理念の実現に向けて教育活動を推進しその充実を図っていくうえでの大きな課題となります。

平成28年度の勤務実態調査の結果を受け、平成29年6月に示された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の諮問に示されているように、学校における働き方改革の目的は、教員の長時間勤務の要因を見直すことであり、その実態の是正であると考えます。しかしながら、素案には、「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく必要がある」とあり、教員の長時間勤務の要因の見直しやその是正という本質的な部分が目的に押さえられていないように感じます。

学校における働き方改革は、これからの厳しい時代を生き抜く子どもたちの教育に直結するものであり、本答申が教員の長時間勤務の是正を原点として具体的に実効性のある内容でまとめていただくことを期待しています。

2 学校における働き方改革の実現に向けた方向性について

昨年緊急提言により、各地区の教育委員会が具体的な検討を始め、学校閉庁日等の取組が行われるようになったことは大変有意義なことです。全国連合小学校長会では今年も働き方改革に向けた各地区の取組状況を調査しましたが、自治体や教育委員会によりその取組にはかなりの格差があることが明らかになりました。

た。これは自治体の財政力だけでなく、首長等の考え方の違いによるものです。日本中どこでも質の高い教育が受けられることを担保するためにも、本答申によって各自治体及び各教育委員会が具体的な行動を起こすことを望みます。

3 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進について

学校で長く仕事をする教員が熱心な教員だと思われていた時代があり、個々の教員の働き方に関わる意識改革が必要であることは言うまでもありません。しかし、この背景には後述のように仕事の総量に見合った教員数になっていないことや、勤務時間を適切に把握する仕組みが構築されてこなかったことがあります。昨年の緊急提言によりICカードやパソコンによる勤務時間把握の仕組みを構築した自治体も増えてきましたが、ここにも自治体間格差が広がっています。

また、給特法及び政令により、いわゆる超勤4項目以外の時間外勤務は命じないと規定されていますが、通常の勤務においてもその仕事量からすれば自主的に時間外勤務をせざるを得ない状況にあります。教員の勤務時間は7時間45分、その内児童が在籍し、授業やその他の教育活動が行われている時間は約7時間、残りの時間や授業の空き時間が会議や学級事務の時間となります。小学校教員の持ち授業時数は平均で24～25コマで、1日当たり1コマ（45分）の空き時間しかありません。さらに、労基法で定められている疲労回復、作業効率の向上のための休憩時間も勤務時間の終了間近にしか付与することができない状態です。実際にはこの時間にも学級事務や教材研究を行っているのが実情であり、そうしなければ退勤時間がますます遅くなってしまいます。素案では労働安全衛生管理の必要性について言及していますが、適切な時間に休憩時間を付与できる実効性のある仕組みについては述べられていません。時間外勤務を行わなくてもいいような、人的配置や教員定数の改善等について本答申において言及されることを望みます。

4 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化について

教師の子どもに対する無定量の奉仕性をもった意識と取組は理解していただいていることと思いますが、学校を忙しくしてきた要因の一つとして、教師が時間を意識しない勤務の在り方にもあることは否定するものではありません。しかし、教師にとって、子どもの健全育成への対応や、分かりやすく楽しい授業実践等のための教材準備等の時間は必要不可欠なものであり、保護者の信託に応える学校の基なのです。

また、学校に対して、多種多様な計画の作成、会議体の構成、数々の教育課題等への対応が求められてきました。これについては、文部科学省をはじめとする関係省庁、各教育委員会等の今までの対応等について、その在り方と課題も含め明確にしておくとともに、今後の対応等にも触れておく必要があると考えます。

これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方については、別紙2の整理内容は学校における働き方改革の推進に大きく寄与するものだと考えます。その確実な実行を目指し、「文部科学省に求める取組」を施策とし

て予算化し、具体化されることを強く希望します。

新学習指導要領への対応として、授業時間数の増加を図るための学校行事の精選や見直し等が示されています。また、学校における働き方改革の中間まとめにも示されている学校等が担う業務等の明確化の視点に基づき、具体策を検討しているところです。しかし、それを実施する際の理解を保護者や地域に図っていくことが大きな課題となってきます。答申後、この内容については、文部科学省や各教育委員会等が、多くの地域や保護者にその趣旨や内容を周知し理解してもらえる取組を期待します。

5 学校の組織運営体制の在り方について

学校においても職の分化が進み、組織的運営が進んでいるところです。校務分掌についても、各校長は様々工夫し、その改善に努めているところです。しかし、若手教員の増加、産休育休代替教員の増加等の人的要因、学校規模や地理的環境といった要因から、一朝一夕に改善されるものではありません。全国的な人材不足は学校も同様であり、講師やその他の職員の確保もままならない状況もあります。

そのような中、「チームとしての学校」の理念を踏まえ、組織運営体制の構築を図らねばなりません。そのためには、文部科学省、教育委員会及び設置自治体における人的配置を含めた環境整備の対応が必要です。特に設置自治体の考え方が大きく影響しますので、本答申が首長も含めた発信を期待します。

6 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革について

学校における働き方改革の背景には、教員がもっと児童と向き合う時間がほしいという切なる願いがあります。放課後児童を残してもっと話を聞きたい、もっと勉強を見てあげたい、明日の授業準備をしっかりとしたいという願いは教職の専門性からくるものです。勤務時間の上限を定めることにより、真に必要な業務にかける時間が少なくなり、教育の質を落とすことにならないようにする必要があります。

一年単位の変形労働時間制の導入については、素案で示されているように、「導入することで、学期中の勤務が現在より長時間化し、かえって学期中一日一日の疲労が回復せずに蓄積し、教師の健康に深刻な影響を及ぼすことがあっては本末転倒である」のとおり、現状の持ち授業時数を含む業務量では、教職員の心身の健康維持が心配となります。

つまり、以上の制度を教員の長時間勤務の実質的な是正につなげるためには、人的配置も含めた十分な条件整備が必要と考えます。

給特法の教職調整額の扱いについては、この改革による教員の総業務量の縮減に努めるとともに、優秀な教員を確保するとともに我が国の学校教育の質を担保していくためにも、中長期的課題というより早急な対応が求められると考えます。

7 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備について

家庭の経済格差が学力格差につながらないよう学校や教育委員会は様々な対応をしてきました。また、特別な支援が必要な児童の対応等、児童の様々な状況に対応するため、教員は日々研鑽に努めています。これからの時代に対応するために教員にはさらなる研究と修養の時間が必要です。そのためにも、小学校における教員の持ち時間数を縮減していく必要があると考えます。

そもそも、学校6日制時代の授業時数を週5日で実施しなければならないとする教育課程に課題があります。また、文部科学省は、高学年の外国語科の導入に伴う授業時数増に対応するため年間1,000人の加配を進めているところですが、全国の公立小学校は約2万校であり、多くの学校は単純に持ち授業時数の増加となっています。今後の教員定数の抜本的改善、教育課程の考え方の転換に期待するものです。

8 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等について

本答申が文部科学省や各教育委員会の施策に直結することを期待するとともに、広く社会全体に浸透し、社会として学校の働き方改革が推進されることを期待します。そのためにも、素案で示されているように、文部科学省が学校における働き方改革の進捗状況を総合的にフォローアップするとともに、各地方公共団体や各地区教育委員会の取組に積極的に関与していくことを期待します。

9 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインについて

冒頭述べたように、学校における働き方改革の推進は、教員の長時間勤務の実態を是正し、心身ともに健康な状態で子どもと向き合うことができるようにするものです。このような視点に鑑み、勤務時間内に職務が完結することが可能になるような条件整備を行う必要があります。今回示された上限月45時間の考え方は、他の時間外勤務手当が支給される職種と合わせたものになっていますが、学校の現状に合致しているものとは言えません。各地区教育委員会においても、それが実現できるための具体策の提示なども含め対応していくよう周知していただきたいと考えます。

学校における働き方改革の推進は喫緊の課題です。目に見える働き方改革によって、教員を目指す若者が増えることが日本型学校教育の持続を可能にしていくものだと考えます。主旨をお酌み取りの上、本答申に反映されることを希望いたします。